

感染症協議会の開催について
(改正案)

令和 7 年 5 月 9 日
健康・医療戦略推進会議決定
令和 7 年 月 日
一部改正

1. 健康・医療戦略（令和 7 年 2 月 18 日閣議決定）及び医療分野研究開発推進計画（令和 7 年 2 月 18 日健康・医療戦略推進本部決定）並びにワクチン開発・生産体制強化戦略（令和 3 年 6 月 1 日閣議決定）を踏まえ、感染症の研究を推進し、ワクチン・診断薬・治療薬の開発促進のための取組を関係府省庁・関係機関が連携して進めるため、「感染症協議会」（以下「協議会」という。）を開催する。
2. 協議会の構成員は、別紙のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係府省庁その他関係者の出席を求めることができる。
3. 協議会の庶務は、厚生労働省の協力を得て、内閣府健康・医療戦略推進事務局において処理する。
4. 前各号に定めるもののほか、協議会の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

感染症協議会 構成員

議長 内閣府 健康・医療戦略推進事務局長

議長代行 内閣府 健康・医療戦略推進事務局次長

内閣官房内閣審議官（内閣感染症危機管理統括庁）

文部科学省 研究振興局長

厚生労働省 大臣官房危機管理・医務技術総括審議官

厚生労働省 大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官

厚生労働省 感染症対策部長

厚生労働省 医薬局長

経済産業省 大臣官房商務・サービス審議官

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 理事長

日本製薬工業協会 副会長

大曲 貴夫 国立健康危機管理研究機構

危機管理・運営局 感染症臨床政策部長

国立国際医療センター副院長（感染、危機管理、災害、
救急担当）、国際感染症センター長

河岡 義裕 国立健康危機管理研究機構国立国際医療研究所国際ウイ
ルス感染症研究センター長

東京大学国際高等研究所新世代感染症センター機構長

東京大学医科学研究所ウイルス感染部門特任教授

小柳 義夫 京都大学名誉教授

京都大学国際高等教育院・副教育院長（特定教授）

国立研究開発法人 日本医療研究開発機構

感染症プロジェクト プログラムディレクター

脇田 隆宇 国立健康危機管理研究機構 副理事長

※五十音順、敬称略